

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十一年四月九日から令和元年八月九日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

平成三十一年四月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ケーズデンキ橿原北店  
所在地 橿原市小槻町五一五

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

収容台数 三〇〇台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

収容台数 一二九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

収容台数 三四台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

収容台数 一五台

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

（変更後）出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

三 変更する年月日

令和元年十一月二十九日

四 届出年月日

平成三十一年三月二十八日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十一年四月九日から令和元年八月九日まで。ただし、奈良県の休日を含め

条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除き  
ます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで